



安心して暮らせる地域を

全国で19圏域 定住自立圏構想 先行実施団体に 選定されました

総 務省が募集する「定住自立圏の形成に先行して取り組む実施団体」に全国で19圏域が選ばれ、その中の1団体として南相馬市、相馬郡飯館村の南相馬圏域が先行実施団体として選定されました。

南相馬定住自立圏構想では、引き続き安心して暮らせる地域を維持するため、医療機能の連携や地域間を結ぶ公共交通体系の確保など、各地域でその役割分担の協定を結び、定住自立圏構想の実現を目指します。

定住自立圏の構成団体

定 住自立圏は、関係する市町村の間で協定を結び、住民の生活機能の強化を図るものです。

それに対して市町村合併

は、関係する市町村が一体化することによって規模や面積を拡大し、行政主体としての機能の強化を図るものです。

しかし、合併市町村の中において旧中心市と旧周辺市町村の間には同様の関係が存在していると考えられます。

その結果、一つの合併市町村で定住自立圏を形成する場合もあると考えられ、都市機能の集積がある旧中心市の地域を定住自立圏の中心市と同様に扱う必要があります。

(定住自立圏構想研究会による「定住自立圏構想研究会報告書」から)

中心市

南相馬市 (旧原町市)

周辺市町村

南相馬市 旧小高町

旧鹿島町

相馬郡飯館村など

協定によって 取組みを目指す内容

- 地域医療の確保
- 公共交通体系の整備
- 雇用創出・起業支援
- 圏域内のブロードバンドの整備
- サービスエリアの利活用による地域活性化
- 真野川・新田川水系の環境保全及び観光資源整備
- ごみ処理業務の広域処理
- 新図書館蔵書の広域利用
- 陸上競技場の広域利用 など



定住自立圏 構想の概要

少 子高齢化をはじめ、人口減少や地方圏から東京圏への人口流出、地域経済の低迷などによって、現状のままでは地方圏の将来は極めて厳しくなることが予想されています。

これらの状況を踏まえ、定住自立圏構想は、次の3つの項目を目指すものです。

- ・ 東京圏への人口流出防止と地方圏への人の流れの創出
- ・ 分権型社会にふさわしい社会空間の形成
- ・ ライフステージに応じた多様な選択肢の提供

今後の予定

総 務省では、これまで先行実施団体を中心とした意見を集約し、定住自立圏推進要綱の策定や支援策を取りまとめ、その内容を公表しました。

先行実施団体では、今後、定住自立圏形成のための中心市宣言や定住自立圏形成協定の締結、共生ビジョンの作成などの手続きを進めることとなります。

問合せ 企画経営課

☎ 5223

パブリック コメント

市民意見提出制度

市では、「南相馬市男女共同参画計画」(素案)のパブリックコメント(市民意見提出制度)を実施します。

この計画をより良いものとするため、皆さんの意見や提案をお寄せください。

なお、計画の全文は公表場所でご覧いただけます。

「南相馬市男女共同

参画計画」(素案)

意見等の提出期限

1月24日(土)

案の公表場所 (閉庁日、休館日を除く)

健康福祉部男女共同こども課、各区役所総合案内
各生涯学習センター、市ホームページ

提案方法

書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、直接持参、郵便、ファクス、電子メールなどでご提案ください。

提出先・問合せ

〒975-1868 南相馬市原町区本町二丁目27番地
健康福祉部男女共同こども課 ☎②④⑤215 FAX②④⑤740
Eメール dan.jokodomo@city.nihamisoma.lg.jp

計画の趣旨

昭和50年(1975年)の国際婦人年を契機に、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされ、国内では「男女共同参画社会基本法」の制定など法制度の整備が進められてきました。

本市では、世界をはじめ国や県の動きに合わせて男女共同参画社会の実現を図るため、各種施策を推進してきました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っています。そのため、様々な分野における男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要となっています。さらに、少子高齢化の進行と家族形態の変化など、これら社会環境の急激な

計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景
 - (1) 世界の動き
 - (2) 国の動き
 - (3) 福島県の動き
 - (4) 南相馬市の動き
2. 計画策定の趣旨
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. 計画の体系

第2章 計画の内容

1. 重点目標Ⅰ
意思決定過程における男女共同参画の拡大
2. 重点目標Ⅱ
男女がともに家庭と仕事を両立できる環境づくり
3. 重点目標Ⅲ
男女の人権が侵害されることのない社会づくり

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備
2. 計画の進行管理
3. 指標

計画の位置付け

変化への対応が求められます。そのためにも、市民一人ひとりが個人として尊重され、性別に関係なく自己の意思に基づいて能力を發揮し、共に参画して責任を担う社会の実現を目指し策定するものです。

この計画は、男女共同参画社会基本法の理念のもと、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本市の上位計画である「南相馬市総合計画」の分野別計画として策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、平成21年度を初年度として平成24年度までの4か年とします。



▲男性の育児参加を推進